

包括利益と当期純利益の調整

—— IFRS におけるリサイクリングの意味と意義 ——

秋 葉 賢 一

I はじめに

会計情報として、利益は重要な位置を占めるものとされてきているが、IFRS（国際会計基準）⁽¹⁾においては、当期純利益の概念やその他の包括利益（other comprehensive income, 以下「OCI」という。）の内容、リサイクリングについての考え方は明確ではない。例えば、IIで後述するように、2009年11月公表のIFRS第9号「金融商品」では、株式などの資本性金融商品の公正価値の変動をOCIにするという取消不能な選択（OCIオプション）において、利得・損失の認識は一度だけとすべきであることという理由から、リサイクリングしないとしている。これは、IASB（国際会計基準審議会）が2010年9月に改正した「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「IASB概念フレームワーク」という。）⁽²⁾における記述を前提にしているものと考えられが、その

(1) IFRSは、直訳すれば「国際財務報告基準」であるが、2009年6月に企業会計基準審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」や2009年12月に改正された連結財務諸表規則に準じ、本稿ではIFRSとIASの総称を「国際会計基準」としている。

(2) IASBでは、1989年にIASC（国際会計基準委員会）が公表した「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を2001年に採用し、2004年から開始した概念フレームワークのプロジェクトにおいて、フェーズ分けして見直しを行っており、2010年9月には、財務報告の目的と質的特性を改正したIASB概念フレームワークを公表している。

後、2010年12月公表の公開草案「ヘッジ会計」(以下「ヘッジ会計ED」という。)では、現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」と同様に、キャッシュフロー・ヘッジにおいては、明確な理由は示されていないものの、原則として、リサイクリングするとしている。

このような取扱いは、IASBが2011年7月に公表した「アジェンダ・コンサルテーション2011」⁽³⁾に対する多くのコメントにおいて、概念フレームワークの見直しの優先順位が高いこと、この中には、何が業績(performance)かを検討することも含まれており⁽⁴⁾、グローバルな観点からも問題意識が高い点といえる。また、IASBでは、2012年9月のIASB会議において、今後、諮問グループ(consultative group)を設け、認識や認識の中止を含めた財務諸表の構成要素、測定、報告企業、表示や開示をまとめて議論していくことを暫定合意し、2015年9月までに概念フレームワークの見直しの完成を目指しているとしている(IASB(2012f))。

本稿では、これまでのIFRSにおけるリサイクリングの取扱いを踏まえて、その意味と意義を整理し、以下の点を示している。

- (1) リサイクリングには、狭義の意味と広義の意味の2つがあり、IFRSでは、狭義の意味でのリサイクリングを議論の対象としているが、狭義の意味以外のリサイクリングを行うことについては異論がないこと
- (2) IFRSでは、狭義の意味でのリサイクリングをまったく行わないわけではなく、行う場合には、わが国でいう「経常利益」に影響を与えるものか否かが判断基準となっているのではないかと想定されること
- (3) 仮にそうであるとしても、クリーンサープラス関係を維持し、総合的な業績指標である当期純利益をなくす必要性はないこと。これに対し、あ

(3) これは、今後3年間における個々のプロジェクトの優先順位とともに、戦略的な方向性や作業計画における全体的なバランスについて意見を募るために公表されたものである。

(4) IASB(2012c, p5) 参照。なお、ASBJ(2011, par13)では、当期純利益概念の重要性から、OCIのリサイクリングは必須と考えている旨が示されている。

くまで総合的な業績指標は包括利益であると考えれば、どのような因果関係で、クリーンサープラス関係が保たれたボトムラインとしての包括利益が有用性を持つかという考え方を構築する必要があること。

リサイクリングに関する共通理解を深めることは、今後のIASB概念フレームワークの見直しやわが国におけるIFRSのアドプションに関する議論に関しても、建設的な貢献を行い得るものとする。

II IFRSにおけるリサイクリング

1 IFRSにおけるリサイクリングとは

IAS第1号「財務諸表の表示」7項では、組替調整額（reclassification adjustment）とは、当期又は過年度においてOCIで認識され、当期純利益に組み替えられた金額をいうとしている。これは、包括利益に含まれる項目が、IFRSに従って当期純利益に組み替えられるときに、その項目が包括利益に二重に含まれることを防ぐために、OCIから控除されると説明されている（93項、BC69項）。

ここで、IAS第1号BC70項では、「リサイクリング」（recycling）ではなく、米国財務会計基準書（SFAS）第130号で使用されている用語とのコンバージェンスを図るために「組替調整」という用語を用いているが、両方の用語は意味において類似しているとしている。実際に最近のIFRSでも、リサイクリングという用語は何度も使われており（例えば、IFRS第9号BC5.25(b)、BC5.52、BC5.55など）、「リサイクリング」の方がより一般的であるため、本稿では「リサイクリング」という用語を使うこととする。

なお、わが国では、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」9項において、当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間にOCIに含まれていた部分を組替調整額としている。また、企業会計基準委員会（ASBJ）から2006年に公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」

(以下「ASBJ 討議資料」という。)第3章12項では、過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分をリサイクリングということもあるとしている。このため、「リサイクリング」という用語は、わが国でもIFRSと同様に用いられていると考えられる。

2 IFRSにおいてリサイクリングを行わない理由

IAS第1号93項では、どのような場合にリサイクリングするかどうかは、他のIFRSによって特定されているとしており、その考え方は明示されていない。以下のように、最近公表されているIFRSでも、リサイクリングに関する考え方は明確ではない。

- (1) 2009年11月公表のIFRS第9号BC5.25項(b)では、株式などの資本性金融商品の公正価値の変動をOCIとするという取消不能な選択(OCI オプション)において、OCIに認識された金額を事後的に当期純利益に振り替えない(すなわち、リサイクリングしない)理由として、以下を挙げている⁽⁵⁾。
 - ① そうした投資に対する利得・損失の認識は一度だけとすべきであること
 - ② リサイクリングは、これまで適用上の問題があった株式などの資本性金融商品に関する減損の有無の検討が必要になり、その財務報告を大幅に改善することにも、複雑性を減少させることにもならないこと
- (2) 2010年5月改正のIFRS第9号BC5.55項では、一定の場合⁽⁶⁾に金融負債を

(5) OCIオプションが認められる背景の1つとして、IFRS第9号BC5.22項では、資本性金融商品を、主として投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために保有している場合には、公正価値による評価差額が企業の業績を示さない可能性があるとの主張を挙げている。

なお、IFRS第9号BC5.25項(c)では、資本性金融商品が「戦略的投資」を表しているかどうかに基づく区分など、公正価値の変動は当期純利益とすべきかOCIとすべきかを識別するための原則を開発しようとしたが、困難であるため断念したとしている。ただし、そのような資本性金融商品であるからこそOCIに表示すべきことに合理性があるとすれば、売却により公正価値の増減の累積額を当期純利益にリサイクリングしないことは、その合理性と整合し、また、リサイクリングしないとするのは、実務上、OCIオプションの使用が限定的になり得るとも、考えられているようである(IASB(2012b, par31))。

公正価値評価するという取消不能な選択（公正価値オプション）において、当該金融負債の信用リスクの変動を OCI とするがリサイクリングしない点について、OCI の全体的な目的について検討する必要があるが、そのような目的が示されていない状況において、リサイクリングしないことは、(1)の OCI オプションの取扱いと整合的であるとしている。

(3) 2011年5月改正の IAS 第1号82A 項では、OCI をその後に当期純利益に振り替えられることのないものと、振り替えられるものに分けて表示することとした。しかし、IASB では、ある項目を OCI に表示すべきか当期純利益に表示すべきかをどのように決定するかについての概念的基礎を示しておらず、また、各項目を当期純利益にリサイクリングすべきかどうかを決定するための原則を示していないとしている（BC54G 項）。

(4) 2011年6月改正の IAS 第19号「従業員給付」BC99項では、「給付建負債（資産）の純額に係る再測定」（後述IV 2(2)参照）を OCI に認識しリサイクリングしない理由として、以下を挙げている。

- ① IFRS において、リサイクリングする首尾一貫した方針は存在しておらず、2011年の改正においてこの問題に言及するのは時期尚早であること
- ② そのようなリサイクリングの時期や金額を決定する適切な考え方を識別することは難しいこと

最近公表されている IFRS の中で、(1)で示されているように、利得・損失の認識は一度だけとすべきであることという理由からリサイクリングしないとしていることは、III で後述するように、1つのクリーンサープラス関係しか記

(6) これは、IFRS 第9号4.2.2項において、契約上のキャッシュフローを大きく変更するようなデリバティブを含んでいるような金融負債である場合（4.3.5項）や、取消不能の指定により次のいずれかの理由で情報の関連性が高まる場合としている。

- ① 会計上のミスマッチを解消又は大幅に低減する場合
- ② リスク管理戦略又は投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており、その情報が経営幹部に提供されている場合

述していないIASB概念フレームワークを前提にしているものと考えられる。もっとも、(3)や(4)で示したように、IFRSでは、リサイクリングすべきかどうかを決定するための原則や方針がないとしている。

3 IFRSにおいてリサイクリングを行う理由

他方、改正されたIASB概念フレームワークが2010年9月に公表された後であっても、以下のように、リサイクリングを行うことが議論されている。

(1) 2010年12月公表のヘッジ会計ED29項(d)では、現行のIAS第39号と同様に、キャッシュフロー・ヘッジにおいては、原則として、リサイクリングするとしている。しかしながら、この点について、明確な理由づけはされていない。

(2) IASBでは、2011年後半以降、IFRS第9号の限定的な見直しを進めている⁽⁷⁾。この中で、適格な負債性金融商品⁽⁸⁾については、公正価値で評価し差額をOCIとするという3つめの分類(FV-OCI)を検討しており、2012年5月のIASB/FASB合同会議では、その場合にリサイクリングすることを暫定合意した(IASB(2012d))。その際の理由として、IASBスタッフは、以下を挙げている(IASB(2012b, para39-44))。

- ① このFV-OCIの分類は、回収と売却の双方のビジネスモデルの中で管理されているため、償却原価としての損益計算と公正価値の残高という2つの情報を提供するものであること

(7) IFRS第9号の限定的な見直しの背景については、秋葉(2012a)を参照。

(8) 適格な負債性金融商品とは、以下の場合と考えられている。

- ① 当該負債性金融商品が契約キャッシュフローの特性の評価を満たすこと
② 契約上のキャッシュフローの回収のための保有と売却の双方を目的とするビジネスモデルの中で管理されていること

なお、IASBの2012年5月会議では、FV-OCIに分類される負債性金融商品についても、償却原価で測定される負債性金融商品と同様に、会計上のミスマッチを除去又は大幅に削減することとなる場合には、当期純利益を通じて公正価値で測定することができる(公正価値オプション)ことを暫定合意している(IASB(2012d))。

- ② FASB における暫定合意と整合すること
 - ③ 金融商品のプロジェクトや OCI のプロジェクトにおいて、利用者は、一貫して、売却により実現したときにリサイクリングすべきとしていること
 - ④ FV-OCI の分類においてリサイクリングすることは、OCI オプションや OCI に認識した自己の信用リスクの変動をリサイクリングしないことと整合しておらず、また、OCI の一般原則に関する幅広い議論はされていないが、リサイクリングを整合的に適用することが、有用な情報を提供するわけではないと考えられること
 - ⑤ その他の包括利益累計額 (accumulated other comprehensive income, 以下「AOCI」という。)の金額は、ある期だけの業績を反映するものではないためリサイクリングすべきではないという懸念があるが、金融資産が消滅し金銭を受け取って実現しており、当期純利益に認識することは関連性のある情報を提供すると考えられること
- (3) 2010年7月公表の公開草案「保険契約」において、残余マージンを除き、保険負債を、当期純利益を通じて再測定することを提案していたが、割引率の変更から生じる保険負債の変動について2012年5月のIASB会議において、OCIに認識することを暫定合意している (IASB (2012d))。この際、IASB スタッフは、保険負債の認識を中止した際、リサイクリングすることは、(2)で示した FV-OCI の負債性金融商品のアプローチと整合しているとしている (IASB (2012a, par12))。

IFRS においては、2で示したように、リサイクリングすべきかどうかを決定するための原則や方針がないとしていることに加え、ここで示したりサイクリングを行う場合の理由のように、リサイクリングに関する整理は、ほとんどなされていないといってよい。このため、次節では、リサイクリングの意義について確認することとする。

Ⅲ リサイクルリングの意義

1 利益情報の重要性

IFRSでもわが国の会計基準でも、資本市場における財務報告の目的は、投資家の将来キャッシュフローの予測に役立つ（ひいては企業価値評価に役立つ）会計情報の提供にあり、共通であるといってもよい。この財務報告の目的から会計情報の役立ち、すなわち、株主資本に対応する企業価値（株主価値）の評価に資するためには、以下の理念的な会計モデルが考えられる⁽⁹⁾。

(1) 会計利益モデル

これは、将来キャッシュフローを各期に均等に配分した恒久的な利益（permanent earnings）に基づき、株主価値の算定を前提とする。実際には、企業が経常的又は正常的な利益情報を提供し、投資家は、この利益情報に基づいて、その企業の将来キャッシュフローを推定し、自己創設のれんの価値を含む企業価値の推定を行うものと想定される。



(2) 純資産価値モデル

これは、企業のすべての有形無形の価値を財務諸表に反映し、純資産の額を株主価値として示すことを前提とする。実際には、すべてに活発な市場が存在しているわけではないため、経営者が推定する価値に基づく純資産価値が提供され、投資家は、純資産価値の算定方法や妥当性を会計外の情報も加味して判断したうえで、現在の株価との比較を行って投資意思決定を行うものと想定される。なお、このモデルにおいて、利益は純資産の変化の結果に過ぎないため、

(9) ここでの理念的な会計モデルは、徳賀（2012, 148-151）を参照している。

予測的価値を有せず、投資意思決定にとって有用なものではないと位置づけられる。



IASB 概念フレームワーク OB7項において、財務報告は、企業価値それ自体を表現するものではなく、利用者が企業価値を見積るために役立つ情報を提供するとしており、(2)のような企業価値自体を提供するような考え方は示されていない。会計利益モデルの考え方も明示されていないわけではないが、IASB 概念フレームワーク QC6-QC9項において、利用者が将来の結果を予測することに役立つ情報や、利用者自らの過去の評価を確認又は改訂することに役立つ情報が、関連性 (relevance) のある情報であるとしている。これは、成果としての過去の利益情報によって、将来利益やキャッシュフローを見積り、企業価値につなげていくという一般的な考え方を示唆しているとも考えられる。

2 包括利益

IASB 概念フレームワーク4.24項や4.60項において、利益 (profit) は、収益 (income) と費用 (expense) から算定されるとしており、IASB 概念フレームワーク4.25項において、収益と費用は、資本取引以外の資産・負債の増減として説明されている。この利益は、包括利益と呼ばれているものであり、IAS 第1号7項では、それを、資本取引 (所有者の立場としての当該所有者との取引による資本の変動) 以外の取引又は事象による一期間における資本 (equity) の変動としている。

このような包括利益は、定義が明確であるといわれることもあるが、その内容は、一期間における資産・負債の測定をどのように行うかに依存している。この点、IASB 概念フレームワーク4.55項において、財務諸表では、いくつか

の異なる測定基礎 (measurement base) が、異なる程度に、また、種々の組合せによって使用されているとし、その測定基礎として、取得原価、現在原価、実現可能 (決済) 価額、現在原価を列挙しているに過ぎない。また、IASB 概念フレームワーク4.56項において、財務諸表を作成するにあたって企業が最も一般的に採用している測定基礎は、取得原価であるとしている。

このように、IASB 概念フレームワークでは、資産・負債の測定をどのように行うか明確にはしていないため、包括利益の定義が明確であるといっても形式的なものであり、その意義や意味は示されていないことに留意する必要がある。例えば、資産・負債の測定を「企業会計原則」で示されているとおりに行えば、それは包括利益と呼んでも、「企業会計原則」に基づく当期純利益と相違はないことになる。また、名称が包括利益とされていても、各 IRFS に従って認識され測定された OCI を反映した限定的なものであり、包括的なものとはなっていない。すなわち、包括利益が全体として、どのようなものであり、どのように設定されるかは、前述したように、書かれている IASB 概念フレームワークや現行の IFRS には示されていない。

なお、包括利益や OCI は、金融商品の公正価値評価差額や海外子会社の為替換算差額などを反映するため、リスク情報として OCI を含む包括利益に情報としての意味があり得るが、それは、現状、そうであるかもしれないという結果であり、必ずしも概念的に意図された帰結ではないことにも留意する必要がある。

3 当期純利益

(1) IASB 概念フレームワークにおいて

IASB 概念フレームワーク4.60項では、2で述べたように、利益は、収益から費用を控除した後の残余額としているが、それは、包括利益を指すものと考えられる。IASB 概念フレームワークでは、BC1.32項において、意思決定に有

な情報の1つである財務業績に関して、それは、包括利益、当期純利益又はそれらと同様の用語で表現されると記述しているに過ぎず、当期純利益については説明されていない。

(2) IFRS において

これに対して、IAS 第1号では、「当期純利益」(profit or loss)⁽¹⁰⁾を、OCIの項目を除く、収益(income)から費用(expense)を控除したものとしている。ここで、IAS 第1号では、収益や費用は説明しておらず、IASB 概念フレームワークの定義によるものと考えられる。

$\begin{aligned} \text{当期純利益} &= \text{収益} - \text{費用} - \text{OCI} \\ &= \text{包括利益} - \text{OCI} \cdots \cdots \cdots (1) \text{式} \end{aligned}$

また、IAS 第1号7項においてOCIとは、他のIFRSが要求又は許容するところにより、純利益に認識されない収益及び費用をいうとし、その内訳項目には以下が含まれるとしている。

- ① 再評価剰余金の変動 (IAS 第16号「有形固定資産」及びIAS 第38号「無形資産」)
- ② 確定給付制度の再測定 (IAS 第19号)
- ③ 在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額 (IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」)
- ④ IFRS 第9号5.7.5項に従ってOCIを通じて公正価値で測定する持分金融商品への投資による利得・損失⁽¹¹⁾
- ⑤ キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得・損失の有効部分

(10) IAS 第1号8項では、意味が明確であるかぎり、合計を示す他の用語を使用することができるとしており、例えば、企業は、profit or lossを示すnet incomeの用語を使用することができるとしているため、ここでは、「当期純利益」の訳語を当てている。

(11) なお、IFRS 第9号を早期適用していない場合には、IAS 第39号による売却可能金融資産の再測定による利得・損失が該当する。

(IAS 第39号)

- ⑥ 公正価値オプションにより当期純利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の負債について、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動 (IFRS 第9号5.7.7項)

このように、IASB 概念フレームワークでも各 IFRS に共通する考え方としても、包括利益はどのようなものなのかに加え、OCI はどのような場合に用いるのかという原則も指針も示されていない。したがって、包括利益から OCI を除いたものとして説明されている当期純利益についても。それはどのようなものなのか、いかに算定されるのかも示されていない。

(3) ASBJ 討議資料において

2006年6月に公表された ASBJ 討議資料第3章9項において、「純利益」とは、以下をいうとしている。

- ① 特定期間の期末までに生じた純資産の変動額 (報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く)
- ② その期間中にリスクから解放された投資の成果
- ③ 報告主体の所有者に帰属する部分

上記の①では、包括利益と同様に、資本取引を除く資産・負債の変動額に基づくこととしているが、各期に資産・負債の認識・測定をどうするかについて、この条件では触れていない。しかし、この条件に加えて、「投資のリスクからの解放」という、包括利益とは異なる計上のタイミングに関する上記②の条件によって、当期純利益が把握されることを示している。さらに、上記③は、計上の範囲 (スコープ) を条件としている。

4 リサイクリングの意義

当期純利益と包括利益の算定において、資産・負債の測定基礎が異なる場合、

ておらず。IFRSにおいては、その考え方の下でリサイクリングしないという場合もあるが、リサイクリングするという方向性も議論されており、また、包括利益についても当期純利益についても、その中身を示していない。特に、(1)式の関係が前提されているため、OCIを確定しないと当期純利益が確定しない仕組みとなっている。

これに対して、わが国では、1組の財務諸表でクリーンサープラス関係のある2つの利益（包括利益及び当期純利益）を開示する枠組みの中で、包括利益については、IFRSと同様に、どのように資産・負債を測定するか定めていないため、その中身を確定していないが、当期純利益については、資産・負債の増減に「投資のリスクからの解放」という制約を加え、その中身を示している。このため、包括利益と当期純利益と間に差が生じれば、OCIが計上されリサイクリングが必要となる。

$$\text{OCI} = \text{包括利益} - \text{当期純利益} \cdots \cdots \cdots (2) \text{式}$$

IV リサイクリングの意味—狭義の意味と広義の意味

1 狭義のリサイクリング

このように、クリーンサープラス関係を保った2つの利益を1組の財務諸表で示すため、当期又は過年度における2つの利益のズレの部分（OCI）を組み替えることをリサイクリング（すなわち、広義のリサイクリング）とした場合、IFRSにいう「リサイクリング」は、II 1で示したように、当期又は過年度において認識されたOCIを当期純利益に組み替えることを指すため、いわば狭義のリサイクリングといえることができる。

なお、II 1で示したように、わが国でも「リサイクリング」は、IFRSと同様に、狭義のリサイクリングを指しているものと考えられる。

2 広義のリサイクリング

広義のリサイクリングに含まれるものであっても、OCIから資産・負債に振り替えられ当期純利益に直接反映されない場合（例えば、ベースス・アジャストメント）や、OCIを当期純利益に明示的に組み替えていない場合（例えば、保有株式に関わる受取配当金やナチュラル・リバース）には、前述した狭義のリサイクリングには含まれない。ここでは、これらの取扱いを確認することとする。

広義のリサイクリング	
狭義のリサイクリング ・OCIを当期純利益に明示的に組み替えること	・OCIから資産・負債に振り替えられ当期純利益に直接反映されない場合 ・OCIを当期純利益に明示的に組み替えていない場合

(1) ベースス・アジャストメント

現行のIAS第39号98項(b)では、ヘッジ対象とされた予定取引が実際に発生して、非金融資産・負債の認識を生じさせるものである場合⁽¹²⁾、OCIで繰り延べられたヘッジ手段の評価差額（繰延ヘッジ損益累計額）を、当該資産・負債の帳簿価額の修正（ベースス・アジャストメント）とすることができるとしている。これは、予定取引が発生するときにヘッジ手段の評価差額をそのままAOCIに計上しておく場合、資産や負債が取得された後にヘッジの影響額を追跡することは複雑であるという意見などに対応したものである（IAS第39号BC158項）。

(12) IAS第39号97項において、金融資産・負債を認識することとなる予定取引では、OCIに認識されたヘッジ手段の評価差額は、当該資産・負債の帳簿価額の修正（すなわち、ベースス・アジャストメント）とはせず、AOCIに残して、当該資産・負債に係る損益の認識に合わせてリサイクリングすることとしている。これは、ベースス・アジャストメントを行う場合、予定取引から生じる金融資産・負債の当初測定金額が公正価値から乖離し、金融商品は当初に公正価値で測定するというIAS第39号の定めと異なるためとしている（IAS第39号BC161項）。

IAS 第39号 BC155項-156項では、予定取引が生じた場合の会計処理に関し、以下を検討し、ヘッジがキャッシュフロー・ヘッジとして会計処理される限り、両方とも影響を受けるすべての期間の当期純利益及び純資産に同じ効果をもたらすものとしている。

- ① ベーシス・アジャストメントすること
- ② ヘッジによる利得・損失を AOCI に入れたままとし、将来、取得した資産・負債が当期純利益に影響を与える期に、リサイクリングすること（このリサイクリングは、個別の調整を要求し、自動的に行われるものではない）

このため、ベーシス・アジャストメントすることは、上記②で示したりサイクリングのように個別の調整を必要としないが、取得した資産・負債の簿価の一部とすることにより、ヘッジによる利得・損失は、自動的に減価償却費（固定資産の場合）や販売原価（棚卸資産の場合）などへの計上を通じて、当期純利益に認識される。IAS 第39号では明示されていないものの、IFRS では、当期純利益に対する効果は同じであるが、上記①で示した自動的な調整（すなわち、狭義のリサイクリングには含まれない広義のリサイクリング）と、上記②で示した個別の調整（すなわち、狭義のリサイクリング）を区別しているものと考えられる⁽¹³⁾。

また、簡単な設例を使って、ベーシス・アジャストメントすることが、広義のリサイクリングに該当することを確認してみる。

(13) 田中（2012, p69-70）では、わが国でも認められているベーシス・アジャストメントが「リサイクリング」ではないとの解釈が一般的であることから、2つのクリーンサープラス関係を満たしているといっているわが国の会計基準でも、厳密には満たしていないと述べている。しかし、土地再評価差額金はともかく、ベーシス・アジャストメントについては、広義のリサイクリングが行われており、したがって、2つのクリーンサープラス関係を満たしているものと考えられる。

[設例] X1年に、ある商品をX2年半ばに購入する予定取引に対し、X2年半ばを決済期日として当該商品の先物購入契約を締結した。当該契約の公正価値は、X1年末及び決済期日(X2年半ば)において5であり、また、当該商品をX2年半ばに80で購入し、X3年に90で販売した。

① 2組の財務諸表で示す場合

時点	仕訳例							
	純利益と株主資本との間のクリーン サープラス関係を保った財務諸表			包括利益と純資産との間のクリーン サープラス関係を保った財務諸表				
X1年末	資産	5	未決算	5	資産	5	利得	5
X2年半ば	現金	5	資産	5	現金	5	資産	5
	商品	80	現金	80	商品	80	現金	80
	未決算	5	商品	5	利得	5	商品	5
X3年	現金	90	売上	90	現金	90	売上	90
	売上原価	75	商品	75	売上原価	75	商品	75

	純利益と株主資本との間のク リーンサープラス関係を保つ た比較財務諸表			包括利益と純資産との間のク リーンサープラス関係を保つ た比較財務諸表		
	X1年	X2年	X3年	X1年	X2年	X3年
<B/S>						
現金		(75)	15		(75)	15
デリバティブ資産	5			5		
商品		75			75	
未決算勘定	(5)					
利益剰余金			(15)			
包括利益累積額				(5)		(15)
<P/L>						
売上			(90)			(90)
売上原価			<u>75</u>			<u>75</u>
デリバティブ損益				<u>(5)</u>	<u>5</u>	
当期純利益	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>(15)</u>	<u>(5)</u>	<u>5</u>	<u>(15)</u>
包括利益				<u>(5)</u>	<u>5</u>	<u>(15)</u>

まず、広義のリサイクリングを確認する前に、そもそもクリーンサープラス

関係も保った2つの利益を2組の財務諸表で示す場合には、広義のリサイクリング自体が不要であることをみることにする。

前者の「純利益と株主資本との間のクリーンサープラス関係を保った財務諸表」では、このようにX1年において、ヘッジ手段であるデリバティブの評価差額を未決算勘定（負債）で処理し、X2年に予定取引が実際に発生したときに、商品に振り替えるものである⁽¹⁴⁾。このような処理は、わが国において、国庫補助金等の受入れ後に圧縮対象資産を取得する場合の処理と類似している。それは、受入れ等のあった又は確定した当期には当該圧縮見込相当額を利益とせず、未決算特別勘定（負債）で処理し、圧縮対象資産を取得したときに、当該資産の取得価額から控除するものである。

これに対し、後者の「包括利益と純資産との間のクリーンサープラス関係を保った財務諸表」では、X1年において、ヘッジ手段であるデリバティブの評価差額を包括利益の構成要素である「デリバティブ損益」で認識し、X2年に「デリバティブ損益」から「商品」に組み替えることとなろう。この場合、当期純利益が示されていないにも関わらず、X2年に包括利益から資産・負債への組み替えが行われている。これは、前述した国庫補助金等の受入れ後に圧縮対象資産を取得する場合を例にすれば、受入れ等のあった期に包括利益に認識し、その後、圧縮対象資産を取得した期に、受入れ等の金額を包括利益から控除するとともに、当該資産の取得価額から控除する処理となる。

② 1組の財務諸表で示す場合

この場合、狭義のリサイクリングに加え、狭義の意味では含まれないが広義のリサイクリングには含まれる「ベースス・アジャストメント」により、クリーンサープラス関係を保つ2つの利益を示すことができる。

(14) または、X1年に、ヘッジ手段の評価差額をそもそも認識せず、デリバティブの決済差額を直接、商品に振り替えることも考えられる。ここからは、利益認識の問題は、どのような場合に公正価値評価すべきであるかという基本的な問題と関わることを示している。

時点	仕訳例			
X1年末	資産	5	OCI	5
X2年半ば	現金	5	資産	5
	商品	80	現金	80
	OCI	5	商品	5
X3年	現金	90	売上	90
	売上原価	75	商品	75

〈B/S〉	X1年	X2年	X3年
現金		(75)	15
デリバティブ資産	5		
商品		75	
利益剰余金			(15)
AOCI	(5)		
〈P/L〉			
売上			(90)
売上原価			<u>75</u>
当期純利益	-	-	(15)
OCI	<u>(5)</u>	<u>5</u>	
包括利益	<u>(5)</u>	<u>5</u>	<u>(15)</u>

なお、2010年12月公表のヘッジ会計 ED 29項(d)(i)でも、予定取引が実行されたときにベース・アジャストメントを認める提案を行っているが、以下のようにより、AOCI から OCI を通さずに直接、資産・負債の簿価に振り替える提案をしている。この場合には、リサイクリングの前提であるクリーンサープラス関係が1つか2つかという議論ではなく、包括利益と純資産との間にもクリーンサープラス関係が成り立たない状態を生み出すこととなる。

時点	仕訳例			
X1年末	資産	5	OCI	5
X2年半ば	現金	5	資産	5
	商品	80	現金	80
	AOCI	5	商品	5

X3年	現金	90	売上	90
	売上原価	75	商品	75

〈B/S〉	X1年	X2年	X3年	
現金		(75)	15	
デリバティブ資産	5			
商品		75		
利益剰余金			(15)	
AOCI	(5)			
〈P/L〉				計
売上			(90)	(90)
売上原価	—	—	75	75
当期純利益	-	-	(15)	(15)
OCI	(5)			(5)
包括利益	(5)	=	(15)	(20)

すなわち、予定取引実行時のX2年に狭義のリサイクリング5を行えば、包括利益合計は15になり、資本の増加合計15と一致するが、ヘッジ会計EDでは、AOCIから直接、ベース・アジャストメントするため、OCIに影響せず、全期間の包括利益合計は20となり、資本の増加合計15と一致せずクリーンサープラス関係をもたらさないこととなる。しかし、ヘッジ会計ED BC139項では、ベース・アジャストメントを（IAS第1号でいう）リサイクリングとして処理することは、以下の点で問題があるとしている。

- ① 包括利益に2度（予定取引による非金融資産・負債を認識したときと、当該非金融資産・負債が当期純利益に影響を与えるとき）影響を与えるため、包括利益を歪める。
- ② ベース・アジャストメントが業績となる事象（performance event）であるという誤認を生じさせる。

ヘッジ会計ED BC140項では、これはトレードオフの問題であり、「リサイクリングせず全期間で生じる影響」よりも、「リサイクリングしてベース・アジャストメントする期間での影響」の方が、利用者を誤認させるものとして

いる。この点からは、包括利益は当期の業績指標としての意味をもつことを重視していることが窺える。

Ⅲ 2 で示した包括利益の定義からは、ベースス・アジャストメントすることが包括利益に反映されないということは、当該ベースス・アジャストメントが資本取引に該当することを意味するが、明らかに、所有者の立場としての当該所有者との取引による資本の変動ではない。もっとも、これは、例外的に AOCI を直接増減させるものであれば、体系性を揺るがすほどのものではないかもしれない⁽¹⁵⁾。

(2) 数理計算上の差異の資産化

2011年6月公表された改正 IAS 第19号63項では、給付建制度における以下の差額 (deficit or surplus)⁽¹⁶⁾を「給付建負債(資産)の純額」(net defined benefit liability (asset))として、財政状態計算書に認識するものとしている。

- ① 退職給付債務 (defined benefit obligation) の現在価値
- ② 制度資産の公正価値

また、これらの変動を「退職給付費用」(defined benefit cost)として認識するが、以下のように3つの構成部分に分解し、前2つは当期純利益に反映させるが、3つ目の「給付建負債(資産)の純額に係る再測定」は OCI に表示するものとしている(改正 IAS 第19号120項, BC65項, BC88項)。

(15) わが国でも、例えば、子会社株式の売却等により、子会社及び関連会社に該当しなくなった場合、残存する当該子会社当該被投資会社に対する投資は、連結財務諸表上、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価するため、連結財務諸表上における過年度の投資の修正額は、損益を通さずに、連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金の区分に、「連結除外に伴う利益剰余金減少高(又は増加額)」等その内容を示す適当な名称をもって計上することとされている(企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」29項なお書き、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」46項)。

(16) ただし、差額が借方残高で余剰 (surplus) の場合、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値が資産の上限 (asset ceiling) となり、超過額は、「給付建負債(資産)の純額に係る再測定」として OCI に認識される(改正 IAS 第19号64項, 127項(c))。

構成部分	表示
(1) 勤務費用（当期勤務費用，過去勤務費用，清算損益）	当期純利益
(2) 給付建負債（資産）の純額に係る利息	
(3) 給付建負債（資産）の純額に係る再測定 ① 数理計算上の差異 ② 制度資産に係るリターン（制度資産に係る利息相当額を除く） ③ 資産の上限による影響（それに係る利息相当額を除く）	OCI

これまでのIAS第19号では、未認識数理計算上の差異について、回廊アプローチのほか、規則的な費用処理やOCIに認識することができるとしていた。しかし、改正IAS第19号120項(c)では、これらの選択肢を廃止し、数理計算上の差異を含む「給付建負債（資産）の純額に係る再測定」をOCIで認識することとし、また、同122項では、OCIで認識した「給付建負債（資産）の純額に係る再測定」を当期純利益に振り替えない（リサイクリングしない）こととしている。

この際、改正IAS第19号121項では、他のIFRSが資産の取得原価に含めることを要求又は許容している範囲を除いて、退職給付費用を当期純利益に認識することやOCIに認識するとしている。このため、OCIで認識された「給付建負債（資産）の純額に係る再測定」が資産の取得原価に含められる場合には、リサイクリングをしないこととしているにもかかわらず、当該資産が費用となるときに、結果として当期純利益に認識されることになってしまうのではないかという疑問が生じる。しかし、改正IAS第19号BC107項では、資産の一部として認識された金額は、当初にOCIに認識されているわけではないため、OCIに認識した金額をリサイクリングしないという結論とも整合しているとする⁽¹⁷⁾。

このように解した場合には、OCIに一度も認識していないため広義のリサイクリングにも該当しないということになるが、それは、当期純利益と包括利益の間にズレがないということであって、該当する「給付建負債（資産）の純

額に係る再測定」は、当期純利益と包括利益に同時に反映されることを意味する。

(3) 保有株式に関わる受取配当金

IFRS 第9号 B5.7.1項では、II 2(1)で示したように、株式などの資本性金融商品の OCI オプションにおける公正価値の変動を OCI とし、その後において、当該 OCI を当期純利益に振り替えてはならない、すなわち、リサイクリングを禁止するとしている。

他方、OCI オプションの対象となる資本性金融商品の配当については、2009年公表の公開草案において、OCI に認識することを提案していたが、IFRS 第9号5.7.6項及び B5.7.1項では、それが明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、当期純利益に認識するとしている。このように、配当が当期純利益に認識されることとなった理由として、IFRS 第9号 BC5.25項では、以下を挙げている。

- ① 当該公開草案に対するコメントにおいて、利息費用が当期純利益に認識される負債性金融商品で調達されている場合、配当を OCI に表示することは「ミスマッチ」を生じさせること
 - ② いくつかの上場投資ファンドは、配当収益を当期純利益に認識しないと、財務諸表が投資者にとって無意味なものになること
- これに対し、配当を当期純利益に認識することについて、IFRS 第9号の公

(17) なお、改正 IAS 第19号 BC107項では、ある項目が資産の原価に算入されるかどうかは、その性質及び当該資産について該当する IFRS における原価の定義に合致するかどうかによって決まるとしている。また、IASB 概念フレームワーク4.4項において、「資産」とは、過去の事象の結果として、企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源と定義され、IASB 概念フレームワーク4.38項では、資産及び負債を認識するためには、構成要素の定義を満たし、かつ、蓋然性基準と信頼性基準の認識基準をいずれも満たす必要があるとしている。このため、(1)における予定取引の実行時に、ヘッジ手段の評価差額（繰延ヘッジ損益）を資産の原価に算入することが、IAS 第2号「棚卸資産」や IAS 第16号「有形固定資産」などにおいて、取得原価の修正又は付随費用に準ずるものと考えることができれば、少なくとも繰延ヘッジ損益の借方残高については、OCI ではなく、当初から資産に計上することが適当ということになるであろう。

表に対する IASB ボードメンバーの反対意見では、売却損益を当期純利益にリサイクリングしないことと整合していない、すなわち、それは、投資に対するリターン又は当該金融商品の価値変動のリサイクリングの一形態であるとしている (DO13項, DO21項)。これは、配当の対象となる株式などの資本性金融資産の公正価値は、配当に伴う価値の低下が反映されていることからの指摘であり、それは、広義のリサイクリングに該当することを意味している。

しかしながら、IFRS では、OCI に認識された金額を事後的に当期純利益に振り替えない (すなわち、狭義のリサイクリングを行わない) としている中で、投資原価の一部回収である場合を除き、受け取った配当を当期純利益に認識するとしているため、後述するナチュラル・リバースと同様に、OCI を当期純利益に明示的に組み替えていない場合には、IAS 第 1 号のリサイクリング (すなわち、狭義のリサイクリング) とは解していないものと整理することができる。

(4) ナチュラル・リバース

IFRS 第 9 号 B5.7.9 項では、II 2(2) で示したように、公正価値オプションにおける金融負債の自己の信用リスクの変動を OCI とする場合、その後において当期純利益に反映させない、すなわち、リサイクリングしないとしている。

この際、契約金額を返済する場合、公正価値が最後には当該契約金額と等しくなるため、自己の信用リスクの変動の累積的影響は純額ではゼロとなるが、IFRS 第 9 号 BC5.53 項では、リサイクリングの問題とは関連がないとしている。これは、資産・負債の公正価値の評価差額 (又はその一部) を OCI に計上し、黙示的に当期純利益へ反映されていても、明示的に当期純利益へ組み替えていない場合、IAS 第 1 号のリサイクリング (すなわち、狭義のリサイクリング) には該当しないことを意味する。

このような狭義のリサイクリングと区別している処理は、最近の IASB の議論では、「ナチュラル・リバース」と呼ばれている。例えば、II 3(3) で示した

ように、2012年5月のIASB会議において、保険契約の開始時にロックインされた割引率と期末時点の割引率の差から生じる保険負債の変動については、OCIに認識することを暫定合意しているが、保険契約の開始時にロックインされた割引率により利息費用が認識され、当期純利益に反映される。このため、OCIで認識された金額は、当期純利益に自然に戻され（naturally reverse）、AOCIはゼロになるものとされている（IASB（2012a, par7））。

しかし、これらは、以下の設例⁽¹⁸⁾でも明らかのように、期待によって認識された評価益（これは、包括利益を構成する）が、売却や償還ではないものの、当期に実際に生じた利息に転化したもの（これは、当期純利益を構成する）であり、広義のリサイクリングに該当する。

[設例] X1年首に、社債（額面100、利率10%、年1回後払、期間2年）を100で発行し、X2年末に100で償還するものとする。その公正価値は、X1年末に102.8（利息支払後）に上昇したものとし、公正価値と償却原価との差額はすべてOCIに認識するものとする。

時点	仕訳例			
X1年首	現金	100	社債	100
X1年末	支払利息	10	現金	10
	社債	2.8	OCI	2.8
X2年末	支払利息	10	現金	10
	OCI	2.8	社債	2.8

X1年末に、社債の公正価値は102.8（利息支払後）に上昇しているが、それは、当該社債の利回りが7%（=1年後のキャッシュフロー110÷X1年末の公正価値102.8-1）になったためである。また、X2年末の利息10は、額面100

(18) この設例は、斎藤（2010, p100-102）を参照し、一部加工している。

に対し利率10%を乗じたものであるが、以下から構成されており、過年度の AOCI から OCI を通じて黙示的に振り替えられている。

- ① X1 年末の公正価値102.8に利回り7%を乗じた7.2
- ② X1 年末の AOCI の2.8

斎藤（2012, p101）では、「評価差額を OCI として純利益から区分し、評価の対象となったポジション（ここでは債券）が消滅するときには評価差額も消えるという仕組みになっていれば、リサイクリングは特別なことをしなくても自動的に行われる」としており、上記で示した「ナチュラル・リバース」について指摘している。満期まで保有する債券や満期まで償還しない社債の場合、それは処分に伴う差額がゼロになる特殊ケースではあるが、期待の変化による利益（包括利益）をキャッシュフローの獲得による（当期純利益）に結び付けるリサイクリングの1つ（すなわち、広義のリサイクリング）であることを示しているものと考えられる。

V リサイクリングを巡る論点

1 2つのリサイクリング

IIで触れたように、IASBでは、リサイクリングすべきかどうかについての考え方を示していない。1つのクリーンサープラス関係しか記述していないIASB概念フレームワークを前提に、IFRS第9号のように、利得・損失の認識は一度だけとすべきであるためリサイクリングしないという場合もあるが、II3で示したように、IFRSにおいてはリサイクリングするという方向性も議論されている。

IVで前述したように、そもそも、IFRSにおいてリサイクリングを行うか行わないかの議論の対象になっているのは、狭義のリサイクリングであり、それには含まれない広義のリサイクリングは、むしろ行うことが当然とされ、行うかどうかは議論の対象にもなっていない。リサイクリングを巡る検討において

は、この点をまず認識すべきであろう。

2 1つのクリーンサープラス関係と段階的な利益の表示

IASBでの議論は、わが国での理解とは異なり、Ⅲ4で示したようなリサイクリングの意義を前提にしているわけではない。しかし、デュープロセスやアウトリーチによって、市場関係者の意見を反映し、何らかの考え方を（暗黙的に）目指している（又は、目指しているものと解釈する）とすれば、一部の項目のみリサイクリングを行うことについて、どのように解することができるのであろうか。

1つの説明としては、わが国でいう「経常利益」に反映すべきものは、広義の意味も含めて、リサイクリングしているということが考えられる。すなわち、このように解すれば、狭義のリサイクリングに含められなかった広義のリサイクリングに加え、Ⅱ3で述べたように、キャッシュフロー・ヘッジや売却を念頭にいたれたFV-OCIに分類される負債性金融商品の場合、組み替えられる項目を「経常利益」に反映するように、狭義のリサイクリングを行うものと想定できる。

逆に、当期純利益に反映するように組み替えても、わが国でいう「特別損益」にあたるようなもの、すなわち、IFRS第9号のOCIオプションにおける株式売却益や公正価値オプションにおける金融負債償還益のほか、異常な原価と考えられる改正IAS第19号の退職給付の「給付建負債（資産）の純額に係る再測定」は、狭義のリサイクリングをしないとみることができる。このように、IFRSでは、わが国でいう「経常利益」に相当する段階利益が表示されていないが、クリーンサープラス関係は満たしていないものの経常性や正常性を示す何らかの利益が、Ⅲ1で示したように、将来の利益や将来キャッシュフローの予測に役立つと想定し模索している可能性がある（秋葉（2012b, p114-116）。

もっとも、この場合には、例えば、減損損失などをすべて、その利益に含ま

ないようにするのかどうかを含め、何をもって経常性や正常性を示す規準を示すことが必要であるが、これは容易ではないと考えられる。2002年の改正によってIAS第1号「財務諸表の表示」87項では、収益・費用のいかなる項目も、異常項目（extraordinary items）として、当期純利益及びOCIを表示する計算書や注記のいずれにも表示しないとしたが、当該改正においては、そのような異常項目の分類をなくすことによって、外部事象（繰り返し発生するものとやそうではないもの）の影響を裁量的に区分する必要がなくなる（IAS第1号BC64項）としていたことに照らしても、仮に経常性や正常性を示す規準を示すとすれば、いかに区分するかという困難性に直面するものと思われる。

また、IFRSにおいて、仮に経常性や正常性を示す規準によりリサイクリングを行うものとした場合の「当期純利益」は、わが国でいう「経常利益」に相当するものであり、同じ「当期純利益」といって、クリーンサープラス関係が確保されている「当期純利益」とは、中身が異なることにも留意する必要がある。

3 総合的な業績指標とクリーンサープラス関係

仮に経常性や正常性を示す利益を示すこととしても、クリーンサープラス関係が成り立っている限り、集約されたボトムラインとしての利益は別途、必ず示されるため、これにどのような位置づけを与えるかも議論となる。クリーンサープラス関係により、資本の超過分は利益の累計分と一致し、資本が示される貸借対照表と利益が示される損益計算書との間での連繋が保たれ、財務諸表は閉じた体系となり、財務諸表の数値に関する信頼性が高められると考えられる。また、企業評価モデルにおける残余利益モデル（RIM）においては、将来の利益に関してクリーンサープラス関係が前提とされていることから、実際の利益を示す財務諸表においてもクリーンサープラス関係が確保されていることにより、これらの関係度合いが高まることも期待される。このようなクリーン

サープラス関係の意義に触れるまでもなく、クリーンサープラス関係の確保は、複式簿記に基づく会計情報の前提条件であるともいえる。

わが国でいう「当期純利益」は、前述したように、事前の期待の達成を意味する業績指標であることから、確認的価値をもたらすことにより関連性のある情報を提供することが想定され、特別損益にあたるようなものを含んでいても、クリーンサープラス関係が確保されていることにより、経常利益とは異なる総合的な業績指標と位置付けられる。この場合には、総合的な業績指標である当期純利益とは別に、何らかの意味を持ち（又は、特に意味を持たないが）、クリーンサープラス関係を保った別のボトムラインとしての包括利益を示すことも妨げられない。

また、クリーンサープラス関係は満たしていないが業績を示す何らかの段階的な利益は、包括利益と純利益の併存の下、さらに分解（disaggregate）して示すことも可能である。このように、クリーンサープラス関係を満たし、わが国では事前の期待の達成を意味する（したがって、確認的価値をもたらすと考えられる）「当期純利益」を失くしてまで得られる利点は何なのかは定かではない⁽¹⁹⁾。

これに対し、あくまで総合的な業績指標は包括利益であると考えれば、クリーンサープラス関係を保った「当期純利益」と包括利益のいずれが、有用な情報を提供するかどうの実証すべき問題となる。もちろん、この場合には、どのような因果関係で、クリーンサープラス関係が保たれたボトムラインとし

(19) 1つの利点としては、リサイクリングを行わないことにより複雑さが減少し、作成者における負担の減少と利用者の理解可能性が増大することが考え得る。例えば、FASBは、IASBによるIAS第1号の公表と同時である2011年6月に、会計基準更新（ASU）2011-05「包括利益（トピック220）：包括利益の表示」を公表し、OCIと当期純利益を構成する項目の両方において、項目ごとのリサイクリングの影響を開示することを定めたが、その後、作業負担が大きいという要請から、2011年12月に、ASU 2011-12「包括利益（トピック220）：ASU 2011-05のAOCIからのリサイクリングの影響を開示する改正の適用日の延期」を公表している。税効果の取扱いを含め、リサイクリングの複雑性が増大すると実務上の懸念により基準自体が見直されることは考え得るであろう。

での利益が有用性を持つかという考え方を構築する必要があるだろう。

なお、IV 2(1)で触れたように、現在、検討されているヘッジ会計におけるベシス・アジャストメントでは、AOCIからOCIを通さずに直接、資産・負債の簿価に振り替える提案がなされており、それは、包括利益と純資産との間にもクリーンサープラス関係が成り立たない状態よりも、リサイクリングしてベシス・アジャストメントする期間での悪影響を懸念しているようである。したがって、包括利益は、業績指標であってもクリーンサープラス関係が必ずしも重視されていないという捉え方もできるが、それは極めて例外的なものであれば、概念的に広げるものではないともいえよう。

* * *

本稿での整理が、多少なりとも内外関係者の議論に資すれば幸いである。

引用文献

- International Accounting Standards Board (IASB) (2012a), *Agenda paper 2M: Insurance Contracts: Additional background on the use of OCI*, IASB meeting May 2012.
- (2012b), *Agenda paper 6A, Financial Instruments: classification and measurement – A FVOCI measurement category for debt investments*, IASB meeting May 2012.
- (2012c), *Agenda paper 13A, Request for views – Agenda Consultation 2011*, IASB meeting May 2012.
- (2012d), *IASB Update May 2012*.
- (2012f), *IASB Update September 2012*.
- 秋葉賢一 (2012a), 「IASBにおける金融商品の測定の見直し—今回の見直し範囲は限定的—」『経営財務』3055: 30-33.
- (2012b), 『エッセンシャル IFRS (第2版)』中央経済社.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) (2011), 「意見募集『アジェンダ協議2011』に対するコメント」(https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20111130.pdf)
- 斎藤静樹 (2010), 『会計基準の研究』中央経済社.
- 田中建二 (2012), 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』24(6): 65-70
- 徳賀芳弘 (2012), 「会計基準における混合会計モデル」『金融研究』31(3): 141-203